

# 救助実施市の指定

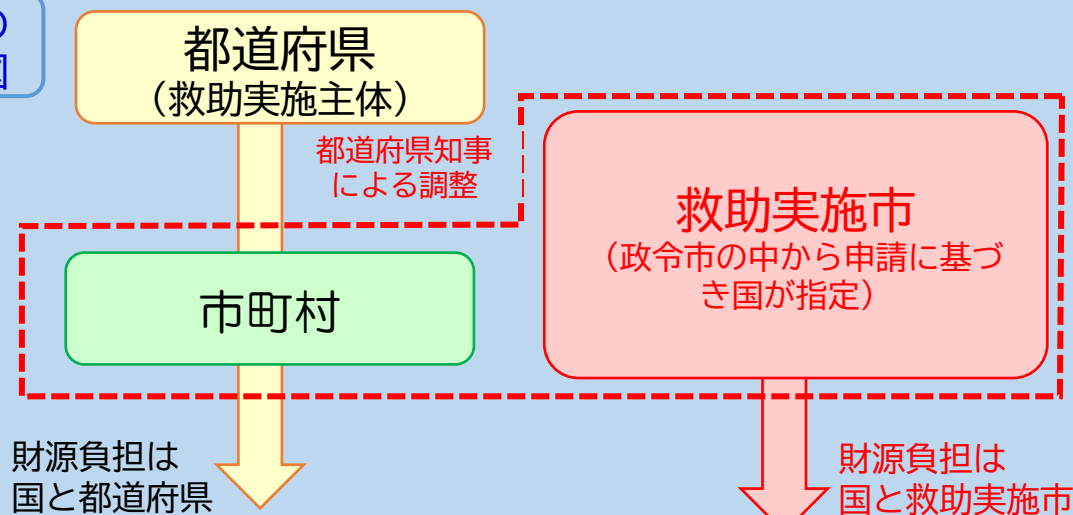
# 救助実施市の指定 【法第2条の2】

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度。 (平成30年6月15日公布、平成31年4月1日施行)

1	救助実施市の指定	内閣総理大臣は、申請に基づき、防災体制や財政状況等を勘案し、救助実施市※を指定するものとする。また、指定に際しては、内閣総理大臣はあらかじめ都道府県知事の意見を聴くものとする。 ※ 指定都市を指定、具体的な基準は内閣府令で規定。
2	都道府県による調整	都道府県知事は、救助に必要な物資（食料や住宅資材等）の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。
3	災害救助基金	救助実施市は、救助費用の財源に充てるため、都道府県と同様に災害救助基金を積立てておかなければならないこととする。

※ 災害対策基本法第72条第1項に定める都道府県知事の指示権等について、変更はなし。

法律の概念図



※都道府県は、救助実施市以外の市町村における救助に注力できる

## 【改正の効果】

最大 2,700万人(全国20指定都市の総人口)の被災者の救助を迅速かつ円滑に行えるようになるとともに、その他の市町村の被災者の救助も迅速化されるという効果が期待できる。

避難所の設置、応急仮設住宅の供与等

# (参考) 救助実施市の指定状況

令和8年4月時点で、20指定都市のうち、  
**15指定都市**を救助実施市として指定

指定都市	指定日	効力発生
仙台市	H31.4.1	H31.4.1
さいたま市	R2.4.1	R2.4.1
千葉市	R5.4.3	R5.4.3
横浜市	H31.4.1	H31.4.1
川崎市	H31.4.1	H31.4.1
相模原市	H31.4.1	H31.4.1
静岡市	R8.4.1	R8.4.1
浜松市	R8.4.1	R8.4.1
名古屋市	R元.12.2	R2.4.1
京都市	R2.4.1	R2.4.1
神戸市	H31.4.1	H31.4.1
岡山市	H31.4.1	H31.4.1
北九州市	H31.4.1	R元.10.1
福岡市	H31.4.1	R元.10.1
熊本市	H31.4.1	H31.4.1

救助実施市・包括県等広域連絡会議の開催  
 (毎年度1回開催(各県持ち回り))

○趣旨概要  
 包括県と救助実施市との連携のあり方をはじめ、今後想定される様々な災害対応について、実務担当者による情報交換・共有等を行う場として開催。

○構成団体  
 ・包括県、救助実施市、民間事業者等  
 ・内閣府防災担当(オブザーバー)

○構成員  
 上記団体の災害救助法を所管する実務担当者  
 (包括県・救助実施市の課長又は課長補佐級)

○開催  
 令和元年度より年1回程度開催

## 災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）

（救助実施市の長による救助の実施）

- 第2条の2 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において、前条第一項に規定する災害により被害を受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。
- 2 救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨（指定都市の長にあっては、その旨及び当該救助を行う区域）を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。
  - 3 第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。
  - 4 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。
  - 5 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。
  - 6 第一項及び前三項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

## 災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令（平成30年内閣府令第57号）（抄）

（指定の基準）

- 第二条 内閣総理大臣は、申請市が次に掲げる基準の全てに適合すると認めるときは、指定をするものとする。
- 一 当該申請市を包括する都道府県との連携体制を確保していること。
  - 二 円滑かつ迅速に救助を行うための必要な体制が整備されていること。
  - 三 円滑かつ迅速に救助を行うための必要な財政基盤を確保していること。
  - 四 救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制を確保していること。

（申請内容）

1. 包括都道府県との調整状況及び資源配分計画の協議状況等  
※ 資源配分計画：発災時の物資等の配分が適切かつ円滑に実施されるよう、  
県・救助実施市や関係団体等と調整する手順をマニュアル化する（した）もの。
2. 救助実施市として、どのような組織体制で救助事務を実施するのか、また、担当課において、どのような職員体制で実施するのか等を、適宜、組織図等で説明。  
また、市の中で役割分担を決めて事務実施をする場合は、総括調整を行う課がどの部局になるのか、どのような役割分担で実施するのか等を整理。
3. 災害救助基金の積立方法の具体的に説明（一括で積み立てるなど）。
4. 関係行政機関や日本赤十字社をはじめとする関係団体との調整状況（協定の締結や契約の締結など）。
5. 指定希望日及び効力発生希望日ほか、その他の特別な事情等。